

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第50条第3項、第54条の6第2項	社会福祉法人の合併の認可	地域福祉課

1 審査基準は、社会福祉法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）及び社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に定めるもののほか、次の通知等の基準を審査基準とする。

(1) 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け社援発第2618号厚生省社会・援護局長等連名通知）

ア 社会福祉法人審査基準

イ 社会福祉法人定款例

(2) 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け社援企発第35号厚生省社会・援護局企画課長等連名通知）

ア 社会福祉法人審査要領

(3) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け社援発0427第1号厚生労働省社会・援護局長等連名通知）

ア 社会福祉法人指導監査実施要綱

(4) 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日付け社援発第1275号厚生労働省社会・援護局長等連名通知）

(5) 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について（昭和46年7月16日付け社庶第121号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）

ア 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準

(6) その他地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として厚生労働大臣が発出したもの並びに同法第245条の4第1項の規定に基づく同大臣の技術的助言として通知あったもの。

2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。